

7. 過疎地域における合祀墓の設立と他地域への広がり

—新潟県糸魚川市を事例として—

問芝志保（国際宗教研究所）

1. はじめに

今日、都市部だけではなく、過疎化・高齢化の著しい地域においても、合祀墓（納骨堂などのさまざまな形態も含めて本稿では合祀墓と総称するⁱ⁾）が新しく設けられることがある。もちろんこれまでも、墓が無縁になってしまったあとにその措置として合祀する無縁塚の類は多くの墓地におかれてきたが、今日特に多く聞かれるのは、それとは異なり、今後の無縁化を見越して自ら前もって墓じまいをすることを第一義とした合祀墓である。日本社会が人口減少局面を迎えたことを顕著に示す動向の一つとして捉えられる。

合祀墓の性格は、管理運営形態や供養・祭祀を担う主体により大きく決定づけられると考えられる。本稿では仮説的に、次の4種のタイプに分類しておきたい。

利用者が主体	①集落 (コミュニティ)型	集落(地域共同体、コミュニティ)の住民が設立・管理運営 ※基本的に利用は当集落の住民に限定される
	②組織 (アソシエーション)型	目的的・自発的組織が設立・管理運営
事業者が主体	③事業型	寺院墓地・民営霊園事業者が設立・管理運営
	④公営型	市町村等の地方公共団体が設立・管理運営

①の集落型は、在来の地域共同体(コミュニティ)によって建立された合祀墓を指す。このタイプは近世からすでに存在しており、たとえばいずれも森謙二によって紹介された、秋田県河辺郡の「総墓」(文政8年(1825)建立)、石川県珠洲市の「ハカドウ」(天保7年(1836)建立)、長野県下伊那郡の「コツドウ」(大正8年(1919)建立)などをこれに含めることができるⁱⁱ⁾。

一方②は、在来の集落にもとづくのではなく、目的を共有する人々が自発的に結成した組織(アソシエーション)によって設置された合祀墓として、①とは区別される。代表的な事例としては昭和54年(1979)、独身婦人連盟の会員有志が「女の碑の会」を結成し、平成2年(1990)に京都市の常寂光寺に設立した「志縁廟」が知られている。そして③④は事業者あるいは地方公共団体が主体となって設立、管理運営をするものである。

近年における合祀墓の設立は、全体としては②③④のタイプが多いように思われるが、新しい動向であるだけに、その将来的な見通しはまだ必ずしも明らかではない。

本稿では、①のなかでも今から100年以上前の大正5年(1916)に設立された新潟県糸魚川市押上地区の「百霊廟」およびその周辺寺院の合祀墓を取り上げる。百霊廟は学界では著名な事例であり、これまではその先駆性・先見性や、向都離村という社会変動との関わり、また真宗地帯という宗教的背景にもっぱら関心が寄せられてきた。本稿は新たな視点

として、百霊廟という新しい埋葬形態がその後数十年をかけて周辺地域にどのような影響を与えたのかという問題を考えたい。先行研究の追調査というかたちで、文献資料および寺院への聞き取り調査を実施し、合祀墓の設立経緯と今日的状況を明らかにし、①のような集落型の合祀墓をめぐる成立と普及過程についての考察を試みる。なお本調査の聞き取りは全て2018年11月に実施した。写真も全て2018年11月に筆者が撮影したものである。

2. 糸魚川市「百霊廟」設立の背景

糸魚川市は新潟県の最西端に位置し、日本海に面している。2005年、旧糸魚川市と旧能生町、旧青海町の1市2町が合併して新たに糸魚川市としての市制が始められた。

旧糸魚川市の押上地区に「百霊廟」（図1）と呼ばれる集落型の合祀墓が誕生したのは、実に今から104年前の大正5年（1916）12月のことであった。



図1

左：百霊廟。手前は「中村美樹翁之像」

右：百霊廟の裏側にある、遺骨の挿入口

その様子は早くも昭和6年（1931）3月、大衆雑誌『キング』によって伝えられている。記事によれば、糸魚川町長や県議も務めた中村美樹という有力者が明治40年（1907）、当時53歳で、家が絶えて墓を守れない者や、他地域への出稼ぎや移住により墓を守れない者、あるいは先祖の墓があるために安心して故郷を離れられない者がいるため、集落全体の墳墓を合葬して、永久に安定的に祭祀・供養が行なえるようにしたいと構想したものだという。当初は集落の他の有力者や中産階級から強硬な反対を受け、かなわなかった。美樹は9年間にわたり説得を続け、ようやく大正5年（1916）になって、押上地区住民約100戸のほとんどの合意を得、各地に散在していた約800基、約3,000名分の墓が集められて、百霊廟が創設された。古い墓碑は、名前の面を内側に向け、百霊廟の台座に使用されたⁱⁱⁱ。なお昭和57年以降は「押上霊廟会」が組織され管理運営を担っている。毎年8月15日には百霊廟前で法要と親睦会が、また10年ごとに大祭が開催される。

孝本貢は百霊廟を扱った先駆的論考で、稠密な地域調査にもとづき、百霊廟設立の社会的背景を社会移動の増大にともなう無縁化への危惧と、社会格差の顕在化にみている。また宗教的背景として、もともと北陸の真宗地域では遺骨や墓に対する宗教的観念が希薄であり、個別に墓を立派にするよりも共同の合祀墓を建立する動向をもたらしたと、また村落を基盤とする「共存共栄の精神」があったと指摘している。さらに孝本は、百霊廟が現代において人々に「望郷の念」を再確認させる装置としての意味を持っているとも述べる^{iv}。

ところで、上述した雑誌『キング』の記事は中村美樹の業績をもっぱら顕彰しているが、それに対して、美樹の子で糸魚川市長も務めた中村又七郎による『おこぜ随筆』の記

述はやや調子が異なる。それによれば、美樹が百霊廟を構想したのは、無縁墓の増加を問題視したためだけでなく、墓地を整理し田畑として活用するとの目的があった。また美樹は、合葬に反対した人々に対しては、「この墓へ入らないものは、百年の後、二百年の後には、必ず特殊部落のものだといわれる時が来るだろう。それが覚悟なら敢て統一を強くない」と話して納得させたという。同書原文をそのまま引用したが、もしこれが本当だとすれば、あまりに強引な説得と言わざるをえない。

ただし、前掲孝本論文にも、美樹との確執などから結局合葬に応じなかった2戸についての記載がある^{vi}。また、美樹は地区内で死者が出た場合、住民各戸が均一に5銭ずつ拠出して火葬代に充てると取り決めた点は、貧者の救済への問題意識の強さを示すだろう。さらに地区の寺院8カ寺、神社1社が関与する法要が毎年営まれているため、「貧乏人は法事を省いてもいいということになっている」^{vii}。とすれば、火葬費も、墓の建設費も、法要の費用もかからないのである。

このように百霊廟は貧者の救済、他出する者の墓の無縁化を防ぐ先駆的事業と評価するが、一方でそれは反対する富裕層や宗教者らを押さえつけられる剛腕な有力者でなければ果たせない事業だったとも考えられよう。

3. 糸魚川市における寺院の合祀墓

さて、糸魚川市では押上地区の百霊廟が大正5年に設立されてから数十年後、近隣の地域でも集落ごとの合祀墓が徐々に建立されるようになった。本研究では旧糸魚川市域に所在する3カ寺の協力を得、合祀墓の建立の時期や目的、現在の運営状況などの調査を行った。以下、合祀墓の設立の古い順に、聞き取りの内容を記す。

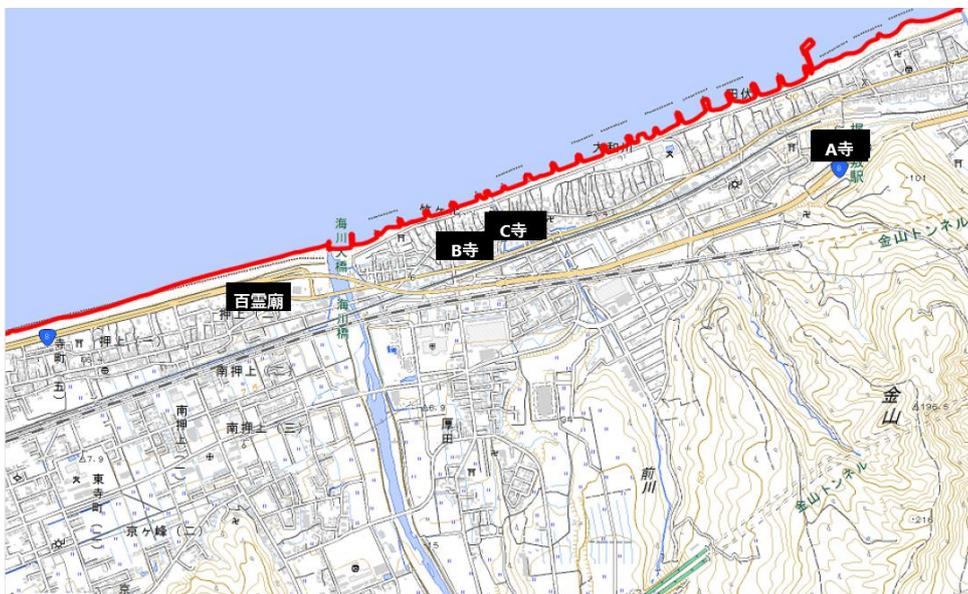


図2 糸魚川市押上・大和川・田伏地区周辺の図
(「eマップいといがわ」 <http://itoigawa.geogeo.jp/> をもとに間芝作成)

・A寺 (糸魚川市田伏地区、曹洞宗)

A寺は田伏地区にあり、百霊廟の東に2.5kmほどの場所に立地する。A寺の合祀墓「霊雲

堂」は先代住職が昭和30年（1955）に着想、翌31年8月10日に落慶した。その背景は、現住職によれば、当時は貧しかったためにきちんとした墓のない家も多かったこと、またこの地域の特徴として、位牌は大切にすもの墓への意識は弱かったといい、「墓参りなんてほとんどしなかった」ために、A寺の裏手にあった墓地は非常に荒れていたことが問題視されたという。加えて、経営する保育園の運動場の用地の確保を要したという理由もあった。しかし墓地をそのまま整備する財力に乏しかったため、皆で力を合わせて合祀墓としたという。ただし、頑なに合祀を希望しなかった家もあったため、数軒の墓は現存している（図3右）。

霊雲堂は平成5年と平成30年に大規模な改修が行われた。会員組織をとっている。以前は入会に際し入檀を求めていなかったため、当時からの会員には新宗教信者や他寺院の檀家もいるが、平成7年以降は入檀を条件としている。年間の維持費として毎年1,000円を集めている。ただし一括で10万円を納めれば以降の維持費は免除される。



図3 左：A寺の霊雲堂概観
中央：霊雲堂内部
右：合祀を希望しなかった家の墓

・B寺（糸魚川市大和川地区、真宗大谷派）

B寺の先代住職（平成12年遷化）は昭和29年（1954）に合祀墓を着想した。この着想自体はA寺よりも早かったが、その後「紆余曲折があり」、長期にわたり地元の名士や有志への「根回し」を経て、ようやく昭和38年（1963）10月に「俱會一處」と刻まれた合祀墓（図4）の設置に至った。主に本堂の裏手にあった墓地を全て片付けて合祀したもので、また一部には山間部にある共有墓地の墓を片付けて合祀した人もいるという。

百霊廟と同様、合祀墓の基礎の部分にかつての墓碑を使用している。構造としては百霊廟と同様であり、屋根のない大きな墓で、裏側の小さな挿入口から遺骨をそのまま入れるようになっている（図4右）。B寺にはこの合祀墓以外の墓は無い。

現在は185世帯によって「B寺共同墓所の会」が運営されている。同会では入会金に加え、遺骨1体を埋納するごとに一定の費用を支払う（本調査では金額は非開示であった）。そのなかから管理・維持・修繕費が捻出されているという。入会は伝統仏教であれば宗派不問としている。5年ごとに法要を行う。8月13～15日には参拝者が行列をなす。



図4 左：B寺の共同墓所
右：裏側にある遺骨の挿入口

・C寺（糸魚川市大和川地区、曹洞宗）

C寺では昭和45年に「精霊殿」が建立された（図5左）。もともとはC寺から南方向に数kmの山側に大和川地区住民の共有墓地があったが、その墓参を困難に感じる人が多く、また無縁化を避けたいという住民の希望があり、それに応じてC寺が場所を提供するカタチで、その共有墓地の墓を全て片付けて合葬して設置したのがこの精霊殿である。現住職によれば、その建立に携わった先々代住職は、A寺やB寺の例を見て考えるところがあったのだろうという。

これも百霊廟と同様、礎石にはもとの墓碑が用いられている。精霊殿の床下が半地下の納骨室となっており、床にある正方形の入口から、通常は施錠されている蓋を開けてハシゴで降りていく構造である。

精霊殿の利用者は「C寺共同墓地護持会」に加入し会員となる（大和川地区では本稿のいう合祀墓を「共同墓地」と呼ぶ）。この会員は必ずしも檀家ではない。会員は平成30年（2018）6月現在で67戸であり、そのうち大和川地区住民が50戸であるが、そのうち禅林寺の檀家でもあるのは3戸のみである。つまりそれ以外の人々はC寺に墓があるがC寺の檀家ではなく、別の寺の檀家だという。会員のうち大和川地区住民ではないのが17戸であり、そのうち檀家は10戸である。数年に1戸程度のペースで新入会員がある。

会の運営を担う役員は会長・副会長・会計が各1名、会計監査2名、幹事4名によって構成されている。C寺の住職は参与という役割で役員会議に参加することもあるが、寺院と会は全く別会計である。加入金は10万円で、家単位の永代という扱いとなっており、年会費は2千円である。このなかから、寺院への管理料の支払い（年数万円程度）、修繕費、ろうそくなどの消耗品費が捻出される。年会費の納入が途絶えた会員は、墓前の名札を外すが、遺骨はそのまま永代に合祀される。毎年8月13日には合同法要が行われているという。

この地域では古くから舍利を本山納骨する慣行があるが、遠方への納骨が困難とのニーズがあったため、平成13年（2001）には舍利を納骨するための「舍利堂」がC寺境内に設けられた（図5右）。



図5 左：C寺の精霊殿外観
右：舍利堂の内部

以上3か寺の聞き取りにより、落慶の時期は異なり、また合祀墓の外観や納骨形態は異なるが（百霊廟とB寺は類似、A寺とC寺は類似）、百霊廟とかなりの共通点が認められるといえる^{viii}。

4. 考察——新しい葬送文化の発生とその広がりをめぐる

この旧糸魚川市域、特に古くからの住民にとっては、合祀墓という存在はオプション的なものではなく、当地の墓制としてほぼ完全に定着、制度化されている。もともと、これらの合祀墓が着想された背景には、大正期以来の人口流出にともなう無縁墓の増加への危惧や、墓地整備の経済的困難さ、そして遺骨や墓への意識の低さがあった。確かにこれらは重要な条件ではあったが、ただし、特にその先駆となった百霊廟では、押上地区住民100戸の墓じまいをして遺骨をひとまとめに合葬するという、特異ともいえる墓制の成立が必ずしも容易であったとは思われない。もしかすると、当初は反対者を抑える力技さえも繰り出されたかもしれない。だが、百霊廟はその後無事定着を見ており、戦前から今日まで幾度もマスメディアに取り上げられたこともあってか、100年後の現在に至ってはすっかり押上地区のシンボル、集落のアイデンティティともなっているようである^{ix}。

このようにして百霊廟は新しい墓制、新しい葬送文化として成功を見、糸魚川市に燦然と輝くに至った。その実績こそが、隣接地区の各寺院や住民たちの心を動かし、あるいは勇気づけ、結果として合祀墓の導入を促したと考えられる。糸魚川市の場合でいえば、遺骨の個別性を全く保たずに最初から合葬するという様式は周辺寺院の合祀墓にも全て共通している。また、希望者を募るのではなく既存の墓地の墓を一つ残らず片付けてしまおうとする発想、その墓碑を合祀墓の基礎台石にすること、会員組織をとることなども、ことごとく百霊廟と同様である。それは、百霊廟という成功事例が踏襲されたからに他ならないだろう。

以上のようなプロセスは、冒頭の分類でいえば①集落型における、新しい葬送文化の広がり一つのパターンとして析出できるのではないだろうか。このような①集落型の合祀墓の地域的広がり事例としては他にも、小谷みどりによる、奄美大島の宇検村で最初の合祀墓（共同納骨堂）が1972年に建てられ、その後しばらくたって増え始め、現在（2016年）は全14集落のうち8集落に合祀墓があるという報告がある^x。このような新しい葬送文化の普及は、何によって促進され、何によって阻まれるのか。また、こうした諸要因は②組織型、すなわち近年における自由選択的な合祀墓をめぐる動向とどのように関わるのか。今後、こうしたケーススタディを蓄積、分析することで、近現代日本における新しい

葬送文化の普及動向の解明を目指していきたい。

参考文献

- 孝本貢1992「共同納骨碑の造立と先祖祭祀——新潟県糸魚川市押上「百霊廟」の事例」『国立歴史民俗博物館研究報告』41
- 孝本貢2001「第二部 伝統的先祖祭祀基盤の揺らぎ 第三章 合葬墓の建立——糸魚川市百霊廟の事例」『現代日本における先祖祭祀』御茶の水書房
- 小谷みどり2016「奄美・宇検村に学ぶ墓の共同化の試み」 (<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/ldi/2016/fc1605.pdf> 2019年3月15日確認)
- 佐藤智雄編1961『地方都市——糸魚川市の実態』東京大学出版会
- 第一生命財団編2006「平等と相互扶助の精神を伝える共同墓〔百霊廟〕」『The Community』137
- 土居浩2011「百霊廟・千の風・万の土——墓制研究における孝本貢の位置」『宗教研究』84(4)
- 中村又七郎1955『おこぜ随筆』私家版
- 細野雲外1932『不滅の墳墓』巖松堂書店
- 森謙二2000『墓と葬送の現在——祖先祭祀から葬送の自由へ』東京堂出版
- 渡辺秀樹2007「『地方都市』再訪序説——百霊廟を手がかりに」山岸健ほか編『社会学の饗宴 2 逍遙する記憶——旅と里程標』三和書籍

i 合祀墓における遺骨収蔵の形態としては、外見上は一つの墓・納骨堂でも、個人や家族の遺骨の個別性を（一定程度）保持する、共同納骨墓（納骨堂）と呼びうるタイプもあれば、個別的な保管をすることなく最初から遺骨を合祀する合祀墓もある。このように今日の合祀墓の契約・規程は多様化しており、個別保管の期間の長さも、家や個人の個別性・識別性の保持の程度にはさまざまなバリエーションがあるため、明確な分類は困難になりつつある。合祀墓における遺骨収蔵の形態としては、外見上は一つの墓・納骨堂でも、個人や家族の遺骨の個別性を（一定程度）保持する、共同納骨墓（納骨堂）と呼びうるタイプと、個別的な保管をすることなく最初から遺骨を合祀する合祀墓と呼びうるタイプがありうる。今日の合祀墓の契約・規程は多様化しており、個別保管の期間の長さも、家や個人の個別性・識別性の保持の程度にはさまざまなバリエーションがあるため、明確な分類は困難になりつつある。本稿では、実際には納骨堂であっても、煩瑣を避けるため、こうしたものを一括して合祀墓と総称しておきたい。

ii [森 2000]

iii [細野 1932；孝本 1992；森 2000；孝本 2001；第一生命財団編 2006；渡辺 2007；土居 2011]

iv [孝本 1992：169]。孝本はさらに、百霊廟の事例は、遺骨や墓への宗教的観念が弱かった地域において近代以降に遺骨尊重観念が高まった結果生じたとも推定している。この点は今後の検討課題としたい。

v [中村 1955：248]

vi [孝本 1992：166]

vii [中村 1955：250]

viii 孝本 [1992] は百霊廟に加え 6 カ所の合祀墓を紹介しているが、本稿記載の 3 カ寺のうち A 寺には聞き取り調査を行っており、B 寺は記載がなく、C 寺は「詳細は不明」とある。その他、大和川地区の真宗大谷派寺院に 1 カ所、寺町地区の地蔵堂に 1 カ所、青海町須沢地区に 1 カ所の合祀墓について報告している。なお今回の調査により、大和川地区

にある寺院 3 カ寺の全てに合祀墓があることがわかった。

ix [第一生命財団編 2006 ; 渡辺 2007]

x [小谷 2016]